

議案第51号

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例

杉並区個人情報保護条例（昭和61年杉並区条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第12条の2」に改める。

第3章中第12条の次に次の1条を加える。

（労働者派遣に伴う措置等）

第12条の2 実施機関は、管理個人情報に係る業務について、労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、前項の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）又は派遣労働者であつた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第15条の2中「第19条第14号」を「第19条第15号」に改める。

第32条中「又は同項」を「、同項」に、「（以下）」を「又は派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者（以下）」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

第34条の2 第32条から前条までのいずれかに該当する場合を除き、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らした職員等（地方公務員法第60条第2号に該当する者を除く。）は、1年以下の懲役又は50万円

以下の罰金に処する。

第36条中「法人の」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含み、労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）を除く。以下この条において同じ。）の」に、「若しくは人」を「若しくは人（派遣元事業主を除く。以下この条において同じ。）」に、「第34条」を「第34条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第15条の2の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による改正後の杉並区個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関が同条例第12条の2第1項に規定する労働者派遣の役務の提供（以下「役務の提供」という。）を受けた業務については、同項の規定にかかわらず、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことを要しない。
- 3 施行日以後に新たに役務の提供を受けようとするときは、施行日前においても審議会の意見を聴くことができる。

（提案理由）

業務に関して知り得た個人の秘密を漏らした職員等に対する罰則を定める等の必要がある。

杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 管理個人情報の管理（第10条— <u>第12条の2</u> ）	第3章 管理個人情報の管理（第10条— <u>第12条</u> ）
第4章～第9章 略	第4章～第9章 略
附則	附則
<u>（労働者派遣に伴う措置等）</u>	
<u>第12条の2 実施機関は、管理個人情報に係る業務について、労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</u>	
<u>2 派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、前項の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）又は派遣労働者であつた者は、その業務に関して知り得た</u>	

個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(管理特定個人情報の提供に係る報告)

第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第15号の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

第32条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者、同項の管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者（以下「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条の2 第32条から前条までのいずれかに該当する場合を除き、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らした職員等（地方公務員法第60条第2号に該当する者を除く。）は、1年以下の懲役

(管理特定個人情報の提供に係る報告)

第15条の2 前条第4項及び第5項の規定は、番号利用法第19条第14号の規定に該当する場合にした管理特定個人情報の提供（本人の同意があるものを除く。）について準用する。

第32条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の管理業務に従事している者若しくは従事していた者（以下
_____「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）を除く。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人（派遣元事業主を除く。以下この条において同じ。）の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条から第34条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 法人の

 _____代表者又は法人若しくは人
 _____の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条から第34条_____
 _____までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。